平成２３年（フ）第５５１６号
大阪市生野区生野西４丁目12番12号
破産者　中村勢津子
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６７号
大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ43―205号
破産者　村上　眞一
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５３号
京都市南区上鳥羽角田町81―１　ＤＦビル５Ｆ株式会社ヨコヤマ方、住民票上の住所大阪府枚方市春日元町２丁目20番12号
破産者　岩隈　竜平
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７１号
兵庫県芦屋市楠町14番20―314号
破産者　長尾　隆次
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７３号
大阪市淀川区三津屋北１丁目33番13号　第３コーポ神崎川302号
破産者　宮田　晴美
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９１号
大阪市西淀川区福町２丁目29番13号
破産者　谷部亮こと月城亮こと　崔　　亮
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１６号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番１―501号
破産者　岡本　和代
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６号
大阪府松原市河合１丁目548番地、前住所大阪府松原市河合２丁目451番地の91
破産者　河上　　滿
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７７号
広島市安佐南区西原３丁目21番19―402号
破産者　城田　順子（旧姓太田）
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９５号
広島市東区福田８丁目14番19号
破産者　アニーファーストこと　藤田　勝之
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８８号
北九州市八幡東区祇園１丁目９番１―308号
破産者　西村　　博
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８０号
青森県三戸郡三戸町大字泉山字久手14番１、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字沖田面字南古舘１番地４
破産者　宮川　　正
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４号
青森県八戸市大字是川字坊ア坂４番地404
破産者　唐津　　悟
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
青森県八戸市下長八丁目20番１号　ファミールワタナベＢ、前住所青森県十和田市元町西５丁目３番45―25号
破産者　小松　孝一
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７５０号
仙台市青葉区熊ケ根字檀の原一番41番地の14
破産者　相澤麻梨子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
埼玉県比企郡吉見町東野４丁目23番地３　マルシェⅠ104
破産者　鈴木　宏明
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２７５号
埼玉県羽生市西１丁目３番10号
破産者　町田　永治
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９４７号
横浜市金沢区釜利谷西２丁目１番16号　チアフリーハイツ101
破産者　福田　　孝
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２８号
横浜市港北区篠原東１丁目５番17号　シャインヴィラ妙蓮寺303
破産者　南　　国男
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部